

「適正なガス取引についての指針」の改定について

令和3年2月25日
公正取引委員会
経済産業省

- 1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成12年3月、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改正等に伴い本指針の改定を行ってきました。
今般、令和元年6月公表の「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について」や令和2年6月公表の「大阪瓦斯株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」等の内容を踏まえ、共同して本指針の改定を行い、本日、これを公表することとしました（改定指針については別紙1、新旧対照表については別紙2を参照してください。）。
- 2 今回の改定に当たっては、昨年12月25日に改定案を公表し、本年1月29日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところ、4件の意見が提出されました。提出された意見を慎重に検討した結果、改定案を一部修正することとしました（意見の概要及びそれに対する考え方については別紙3、改定案の一部修正については別紙4を参照してください。）。
- 3 公正取引委員会と経済産業省は、ガス市場における公正かつ有効な競争を確保するため、本指針を十分に周知し、事業者等による独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き、両法を適正に運用してまいります。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
	電話 03-3581-5483（直通）
	ホームページ https://www.jftc.go.jp/